



SuMi TRUST年金ニュース



(平成30年4月20日)

三井住友信託銀行 年金企画部

第20回社会保障審議会企業年金部会の開催について

平成30年4月20日、第20回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。本ニュースでは同部会で取り上げられました主要な議題について、ご案内申し上げます。

会議の概要

- ◆ 「確定給付企業年金のガバナンス」「確定給付企業年金の積立基準」「確定拠出年金における兼務規制」に関して、厚生労働省から以下の案が示され、審議されました。
 - ✓ 「確定給付企業年金のガバナンス」については、前回の審議会からの継続議題である、総合型DB基金におけるAUP（合意された手続き業務）導入について、AUPの対象業務と確認項目案や、実施した場合の費用例等が示されました。
 - ✓ 「確定給付企業年金の積立基準」については、非継続基準に抵触した場合の特例掛金の算定方法に関する制度改正案が示されました。
 - ✓ 「確定拠出年金における兼務規制」については、現在禁止されている運営管理機関の営業職員による運用商品の提示及び情報提供を可能とする案が示されました。

- ◆ いずれの議題も、企業年金部会の了承が得られました。今後、パブリックコメント等の手続きが取られることとなる見込みです。

- ◆ 審議会の資料については、下記のURL（厚生労働省のHP）においてご確認ください。
第20回社会保障審議会企業年金部会 資料
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064.html>

I 議題

- (1) 確定給付企業年金のガバナンスについて
- (2) 確定給付企業年金の積立基準について
- (3) 確定拠出年金における兼務規制について
- (4) その他

II 内容

(1) 確定給付企業年金のガバナンスについて

- 「確定給付企業年金のガバナンスについて」は、前回の部会（[平成29年6月30日付SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内）から継続している議題です。具体的には、総合型DB基金における会計の正確性の確保のため、公認会計士等による合意された手続き「AUP（Agreed Upon Procedures）」の導入が検討されました。
- 事務局である厚生労働省より、これまでの審議会での議論（必要性和負担の兼ね合い）を踏まえ、公認会計士協会及び総合型DB基金関係者と検討を重ねた上で、導入スケジュールや、対象となる業務範囲や確認項目案が示されました。

導入スケジュール・対象となる総合型DB基金の規模

AUPの導入スケジュール : 平成31年度の決算から
AUPを導入する総合型DB基金の規模 : 資産20億円以上

- 確認項目案として、5分野、14項目が示されており、また、すべてを一時に導入すると、総合型DB基金にとって負担増となる懸念があることから、激変緩和のため、毎期に必ず実施する手続きと各年度の重点領域を設け、複数年かけて手続を実施するとされています。

分野	項目
業務経理関係	1 (事務費)未収掛金及び掛金収入の正確性の確認
	2 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認
	3 預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等(その他)の負債の正確性と網羅性の確認
	4 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認
	5 貯蔵品(切手、印紙等)管理の適切性と記帳の正確性と網羅性
	6 資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認
掛金関係	7 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認
	8 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認
	9 未収掛金の回収可能性の確認
運用資産関係	10 運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認
	11 運用資産の評価の妥当性の把握(時価等の入手ができないもの)
給付関係	12 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認
	13 給付支払金額の正確性の確認
残高確認	14 残高確認状の送付と確認

- AUPの位置付けと監事監査の関係については、「AUPは監事監査を補完するもの」としつつも、「監事監査が十分に機能している場合であっても総合型DB基金内部の監事が実施した作業結果を外部の公認会計士が確認することで信頼度が高まり、機能していない場合は、監事監査の機能の向上及び基金の内部統制の改善が期待される。」とされています。また、個別の総合型DB基金におけるAUPの実施結果については、行政機関における監査の際に提出を求めるとされています。
- AUPの業務提供者（公認会計士等）確保のための施策として、企業年金連合会と公認会計士協会が連携して公認会計士向けの研修等を行うことや、企業年金連合会から、総合型DB基金に対してAUP業務提供者名簿を提示することが想定されています。
- 費用面については、厚生労働省が公認会計士協会及び総合型DB基金と協力し、AUPに係る費用を試算した結果、64万円～87万円とされています。
- 本項目について、各委員からは次のような意見が述べられました。
 - ✓ 費用面について、小規模基金へ配慮する必要がある
 - ✓ 地方の総合型DB基金に配慮し、公認会計士向けの研修も全国で行う必要がある
 - ✓ 対象となる総合型DB基金が資産規模20億円以上とされているが、20億円以下の基金の会計の正確性の確保を検討していく必要がある
 - ✓ AUP導入後の実施状況のモニタリングが重要、今後の企業年金部会で報告して欲しい
 - ✓ 最初は通知レベルで規定し、将来的には政省令レベルで規定すべき

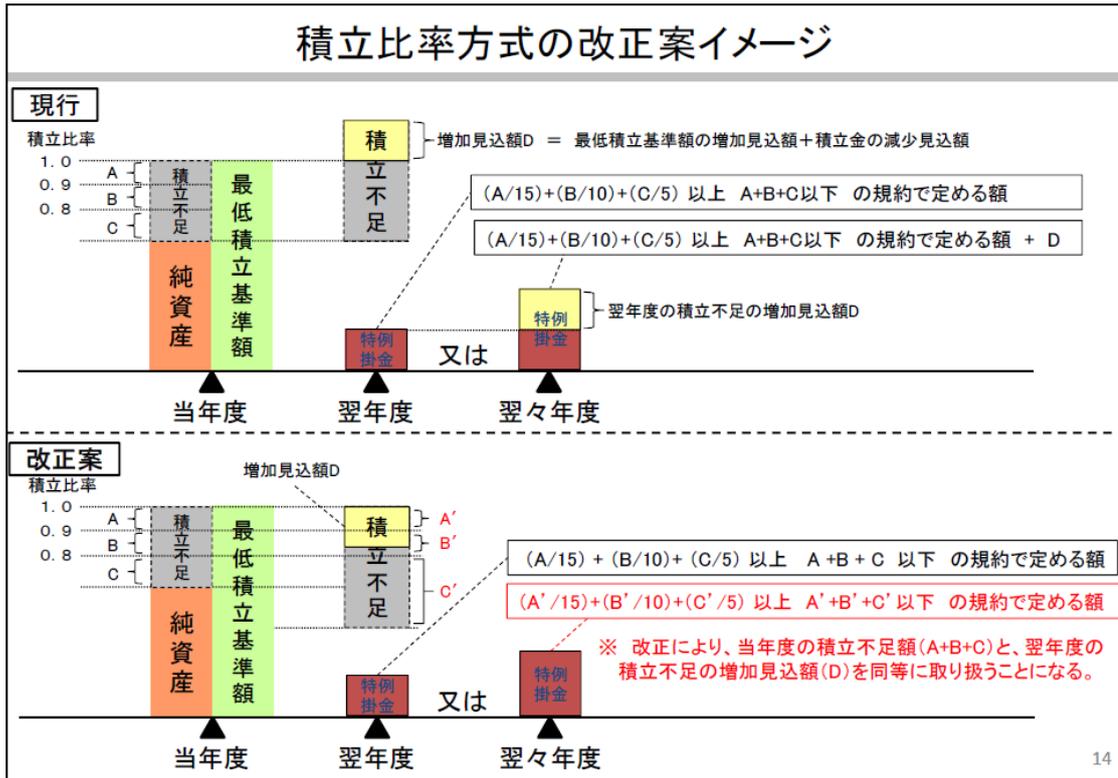
(2) 確定給付企業年金の積立基準について

- 厚生労働省より以下のとおり積立基準のあり方に関する論点を示され、あわせて非継続基準に抵触した場合の積立比率方式の特例掛金の算定方法に関する改正案イメージが示されました。

DBの積立基準のあり方に関する論点

- DBの積立基準については、継続基準と非継続基準の2つの積立基準による財政運営を行っているところであるが、両者の異なる性格に鑑みて、引き続き併用することが適当ではないか。
- 現行の非継続基準の最低積立基準額の算定に用いる予定利率については、
 - ・ 30年国債の応募者利回りの5年平均を基準として算定していること
 - ・ この基準で定められた率に0.8～1.2を乗じることも可能としていること
 により、一時的な変動を緩和・除去する措置を講じているところである。
- 加えて、最低積立基準額は、制度終了時の分配金や他制度への移換金の算定に使用されるなど、予定利率の変更が加入者等の受給額に直接影響するものであることから、予定利率の低下を受けて現時点で変更することは適当ではないのではないか。
- 一方で、非継続基準に抵触した場合において、積立比率方式により翌々事業年度から特例掛金を拠出しようとする、翌事業年度に増加が見込まれる積立不足を一括拠出することとなるが、これは翌事業年度から特例掛金を拠出する場合との均衡を欠いていると考えられることから、次頁のとおり改正することとしてはどうか。

積立比率方式の改正案イメージ



厚生労働省資料より

- 厚生労働省から示されたDBの積立基準のあり方に関する論点に関連し、各委員からは次のような意見が述べられました。
- ✓ マイナス金利の現在の状況は長引く可能性があり、提示された改正案以外にも改正を検討してほしい
 - ✓ 予定利率の算定基準を、国債だけでなく優良社債も認めるべきではないか
 - ✓ 最低積立基準額は、DCへの移行にも影響するため、現行のままとすべき
 - ✓ 本改正は、事業主の立場からすると、安定運営に繋がるもの

(3) 確定拠出年金における兼務規制について

- 平成29年1月の制度改正により、iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入対象者が拡大しているところですが、広く金融機関の窓口等で情報提供を可能とし、加入者等の運用商品に対する知識や理解を深め、加入者等が自ら運用商品を選択できる環境を整える必要があることから、厚生労働省より、現在禁止されている運営管理機関の営業職員による運用商品の提示及び情報提供を可能とする案が示されました。

兼務規制緩和後に営業職員が行えるようになる行為

実施事項	実施者	運営管理機関の営業職員	運営管理業務専任の職員
運用商品の選定		×	○
運用商品の提示及び情報提供		× ⇒ ○	○
加入者に運用商品のパンフレットを示し、併せてその選定理由を説明すること		× ⇒ ○	○
加入者に運用商品のパンフレットを示し、運用商品の内容について詳細な説明を行うこと		× ⇒ ○	○
運用商品の推奨		×	×
投資教育（確定拠出年金制度の説明、運用商品の一般的な説明を行うこと等）		○	○
個人型年金制度への加入の勧誘を行うこと		○	○

- また、兼務規制の緩和により、加入者等に対する情報提供の機会が増え、加入者等の運用の指図の支援に繋がることが期待される一方で、営業職員が加入者等に対して情報を提供する行為を含めた運営管理業務については、もっぱら加入者等の利益が最大となるよう法令を遵守して行われる必要があることから、下記の措置をあわせて講じる案が示されました。

加入者等のために忠実に業務を行うことを確保するための措置

- ① 業務管理態勢の整備（社内規則の整備、研修等）
- ② 運営管理機関の営業職員による特定の運用商品の推奨禁止
- ③ 情報提供に係る利益相反行為の禁止
- ④ 加入前の者に対する適切な行為の確保
- ⑤ 提示される運用商品全体の適切性確保（運用商品の公表）
- ⑥ 確定拠出年金法上の運用商品の情報提供として行う行為であることの説明

- 本項目について、各委員からは次のような意見が述べられました。
 - ✓ 兼務規制の緩和はiDeCo（個人型確定拠出年金）の普及に資するものと思う
 - ✓ 営業職員による個別商品の説明が緩和されることとなるが、説明のレベルの担保が必要。詳細なルール作りを厚生労働省が支援すべき
 - ✓ 個別商品の推奨は禁止であるが、加入者等のニーズとして、自分にあった商品がどのようなものか知りたいというニーズもあると思う。客観性、中立性を保ちつつも、そのようなニーズに応える枠組みを考えるべき

(4) その他

- 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況等について、事務局から資料に沿った説明がありました。
- (1)～(3)については、企業年金部会ので承が得られました。今後、パブリックコメント等の手続きが取られることとなる見込みです。
- 次回部会の日程については、各委員のスケジュールを調整した上で決定すると事務局から報告がありました。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581